

第百六十九回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第十五号

平成二十年六月六日(金曜日)

午前九時三十三分開議

出席委員

委員長 下村 博文君

理事 倉田 雅年君 理事 実川 幸夫君

理事 柴山 昌彦君 理事 早川 忠孝君

理事 水野 賢一君 理事 加藤 公一君

理事 細川 律夫君 理事 大口 善徳君

理事 赤池 誠章君 理事 稲田 朋美君

上野賢一郎君 近江屋信広君

後藤田正純君 清水鴻一郎君

七条 明君 杉浦 正健君

棚橋 泰文君 富岡 勉君

長勢 甚遠君 古川 禎久君

馬渡 龍治君 武藤 容治君

森山 眞弓君 矢野 隆司君

柳本 卓治君 石関 貴史君

枝野 幸男君 河村たかし君

近藤 洋介君 中井 治君

神崎 武法君 保坂 展人君

滝 実君

参議院議員
参議院議員
法務大臣政務官
法務委員会専門員

南野知恵子君
浜四津敏子君
古川 禎久君
小菅 修一君

委員の異動

六月六日

辞任

武田 良太君
保岡 興治君
古本伸一郎君

補欠選任

上野賢一郎君
富岡 勉君
近藤 洋介君

同日

辞任

上野賢一郎君
富岡 勉君
近藤 洋介君

補欠選任

武田 良太君
保岡 興治君
古本伸一郎君

六月三日

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(法務委員長提出、参法第二一号)(予)

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第二一号)

同月四日

民法を改正し、選択的夫婦別氏制度の導入を求めることに関する請願(中川正春君紹介)(第三三六五号)

同(西村智奈美君紹介)(第三三六六号)

同(保坂展人君紹介)(第三三六七号)

同(岩國哲人君紹介)(第三四〇五号)

同(加藤公一君紹介)(第三四〇六号)

同(野田聖子君紹介)(第三四〇七号)

同(森山眞弓君紹介)(第三四〇八号)

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(安住淳君紹介)(第三三六八号)

同(石井郁子君紹介)(第三三六九号)

同(石川知裕君紹介)(第三三七〇号)

同(市村浩一郎君紹介)(第三三七一号)

同(岡本充功君紹介)(第三三七二号)

同(羽田孜君紹介)(第三三七三号)

同(三井辨雄君紹介)(第三三七四号)

同(近藤洋介君紹介)(第三四〇四号)

同(重野安正君紹介)(第三四二六号)

同(下条みつ君紹介)(第三四八二号)

同(田島一成君紹介)(第三四八三号)

同(山井和則君紹介)(第三四八四号)

同(山岡賢次君紹介)(第三五三八号)

国籍選択制度の廃止に関する請願(伴野豊君紹介)(第三四〇一号)

成人の重国籍容認に関する請願(伴野豊君紹介)(第三四〇二号)

国籍法の改正に関する請願(伴野豊君紹介)(第三四〇三号)

選択的夫婦別姓の導入などの民法改正を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第三四四四号)

同(石井郁子君紹介)(第三四四五号)

同(笠井亮君紹介)(第三四四六号)

同(穀田恵二君紹介)(第三四六七号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第三四六八号)

同(志位和夫君紹介)(第三四六九号)

同(塩川鉄也君紹介)(第三四七〇号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三四七一号)

同(吉井英勝君紹介)(第三四七二号)

同(辻元清美君紹介)(第三五三九号)

離婚後三百日問題を初めとする民法の一部の改正を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第三四七三号)

同(石井郁子君紹介)(第三四七四号)

同(笠井亮君紹介)(第三四七五号)

同(穀田恵二君紹介)(第三四七六号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第三四七七号)

同(志位和夫君紹介)(第三四七八号)

同(塩川鉄也君紹介)(第三四七九号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三四八〇号)

同(吉井英勝君紹介)(第三四八一号)

法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第三五二六号)

同(石井郁子君紹介)(第三五二七号)

同(石関貴史君紹介)(第三五二八号)

同(笠井亮君紹介)(第三五二九号)

同(穀田恵二君紹介)(第三五三〇号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第三五三一号)

同(志位和夫君紹介)(第三五三二号)

同(塩川鉄也君紹介)(第三五三三号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三五三四号)

同(滝実君紹介)(第三五三五号)

同(吉井英勝君紹介)(第三五三六号)

民法改正による夫婦別姓も可能な制度の導入に関する請願(松島みどり君紹介)(第三五三七号)

同(石井郁子君紹介)(第三五二七号)

同(石関貴史君紹介)(第三五二八号)

同(笠井亮君紹介)(第三五二九号)

同(穀田恵二君紹介)(第三五三〇号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第三五三一号)

同(志位和夫君紹介)(第三五三二号)

同(塩川鉄也君紹介)(第三五三三号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三五三四号)

同(滝実君紹介)(第三五三五号)

同(吉井英勝君紹介)(第三五三六号)

民法改正による夫婦別姓も可能な制度の導入に関する請願(松島みどり君紹介)(第三五三七号)

同月四日

国籍選択制度の廃止に関する請願(近藤昭一君紹介)(第三五七二号)

成人の重国籍容認に関する請願(近藤昭一君紹介)(第三五七三号)

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(佐々木隆博君紹介)(第三五七四号)

同(渡辺周君紹介)(第三五七五号)

同(渡部恒三君紹介)(第三五七六号)

同(阿部知子君紹介)(第三五六七号)

同(大串博志君紹介)(第三五六八号)

同(北神圭朗君紹介)(第三五六九号)

同(中井治君紹介)(第三六七〇号)

同(細野豪志君紹介)(第三三七二二号)

同(山田正彦君紹介)(第三三七三三三号)

法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(倉田雅年君紹介)(第三三七七号)

同(後藤田正純君紹介)(第三三七七八号)

同(細川律夫君紹介)(第三三七九号)

同(馬渡龍治君紹介)(第三三八〇号)

同(神崎武法君紹介)(第三三七七号)

民法七百六十六条・八百九十九条改正及び非親権者と子の面会交流を促進するための特別立法に関する請願(古本伸一郎君紹介)(第三六六号) 同月六日

法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(柴山昌彦君紹介)(第三八七号)

同(保坂展人君紹介)(第四〇〇五号)

裁判所の人的・物的充実に係る請願(神崎武法君紹介)(第三九八号)

同(倉田雅年君紹介)(第三九九九号)

同(保坂展人君紹介)(第四〇〇〇号)

同(細川律夫君紹介)(第四一六八号)

登記事項証明書交付申請に係る手数料の引き下げに関する請願(赤羽一嘉君紹介)(第四〇〇一号)

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(仙谷由人君紹介)(第四〇二二号)

同(桶田大蔵君紹介)(第四一六六号)

民法を改正し、選択的夫婦別氏制度の導入を求めることに関する請願(小宮山洋子君紹介)(第四〇〇三三号)

同(公津素子君紹介)(第四一六七号)

選択的夫婦別姓の導入などの民法改正を求めることに関する請願(小宮山洋子君紹介)(第四〇〇四号)

は本委員会に付託された。

六月六日

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律と刑事訴訟法の一部改正を求めることに関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の三宮崎誠)(第九八号)

国選弁護人の事務に関する契約約款等に関する陳情書(那覇市楚辺一の五の一五 三宅俊司)(第九九号)

裁判員裁判実施までに解決すべき課題に関する陳情書(大分市中島西一の三の一四古庄玄知)(第一〇〇号)

死刑執行に関する陳情書外一件(佐賀市中の小路四の一六浜田恒外一名)(第一〇一四号)

少年法の一部を改正する法律案に関する陳情書外五件(東京都千代田区霞が関一の三村越進外五名)(第一〇二二号)

取り調べの全過程の可視化を求めることに関する陳情書外一件(高松市丸の内二の二吉田茂外一名)(第一〇三三号)

非司法競売手続の導入に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の三庭山正一郎)(第一〇四四号)

同日

取調べの全面的可視化を求める意見書(大阪府豊中市議会)(第四二二九号)

同日

最高裁判所裁判事務処理規則第十四条後段による上告人メンドーザ・ケンイチ被上告人国間の退去強制令書発付処分取消等請求事件及び上告人ジョシユア・リュウイチ・サルヴォ・ロサーノ外八名被上告人国間の国籍確認請求事件についての判決正本

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第二二二号)

〇下村委員長 これより会議を開きます。

参議院提出、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。参議院法務委員長代理者参議院議員浜四津敏子君

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〇浜四津参議院議員 ただいま議題となりました性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の趣旨及び主な内容をお説明申し上げます。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律においては、性別の取扱いの変更の審判の要件として、性同一性障害者であることのほか、二十歳以上であること、現に婚姻をしていないこと、現に子がいないこと、生殖不能の状態にあること等を規定しております。

これらのうち、現に子がいないこととするいわゆる子なし要件は、子がいる性同一性障害者にも性別の取扱いの変更を認めた場合には、親子関係などの家族秩序に混乱を生じたり、子の福祉に影響を及ぼしかねないなどとする議論に配慮して設けられたものでありますが、これに対しては、子がいる性同一性障害者等から法改正の要望が出されている一方、その家族の一部からは慎重な検討を求める意見も出ています。

本法律案は、以上のことを踏まえ、子の福祉に配慮しつつ、子なし要件の対象を未成年の子に限定し、子がすべて成年に達している場合には性別の取扱いの変更を認めようとするものであり、性別の取扱いの変更の審判の要件のうち、現に子がいないことを現に未成年の子がいないことに改めることとしております。

なお、この法律の施行期日については、公布の日から起算して六月を経過した日とするともに、性別の取扱いの変更の審判の制度について、改正後の法律の施行の状況を踏まえ、性同一性障害者及びその関係者の状況その他の事情を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする旨の規定を置いております。

以上が、本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

〇下村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

〇下村委員長 本案につきましては、質疑、討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

参議院提出、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇下村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

〇下村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

〇下村委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時三十七分散会

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成十五年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「子」を「未成年の子」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日前にされたこの法律による改正前の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更の審判の請求に係る事件については、なお従前の例による。

(検討)

3 性同一性障害者の性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律による改正後の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行の状況を踏まえ、性同一性障害者及びその関係者の状況その他の事情を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

理 由

現に子がいる性同一性障害者であっても、当該子がすべて成年に達している場合には、性別の取扱いの変更の審判をすることができるようにするため、性別の取扱いの変更の審判に関する要件のうち、現に子がいらないこととする要件を現に未成年の子がいらないことに限定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十年六月十一日印刷

平成二十年六月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A